

北上市消防団規則の一部を改正する規則

北上市消防団規則（平成3年北上市規則第174号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、北上市消防団（以下「消防団」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>(組織及び担当区域)</p> <p>第2条 消防団の組織及び担当区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 団長は、消防団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。</p> <p>2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、団長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。</p> <p>3 分団長は、上司の命を受け分団の事務を処理し、所属消防団員を指揮監督する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、北上市消防団（以下「消防団」という。）の組織等について定めるとともに、<u>北上市消防団条例（平成3年北上市条例第165号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(組織及び担当区域)</p> <p>第2条 消防団の組織及び担当区域は、別表のとおりとする。<u>この場合において、団長が特に必要であると認めるときは、市長の承認を得て、条例第3条に規定する定員の範囲内において、各分団の配置人員数を増減することができる。</u></p> <p>(職務等)</p> <p>第4条 消防団に団長のほか副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（機能別分団にあっては、隊長、副隊長及び隊員）を置き、その職にある者の属する階級は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1265 2047 1370"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1265 1608 1316">階級</th> <th data-bbox="1610 1265 2047 1316">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1318 1608 1370">団長</td> <td data-bbox="1610 1318 2047 1370">団長</td> </tr> </tbody> </table>	階級	職	団長	団長
階級	職				
団長	団長				

4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

副団長	副団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長及び隊長
班長	班長及び副隊長
団員	団員及び隊員

2 消防団員の職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 団長 消防団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。

(2) 副団長 団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、団長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(3) 分団長 上司の命を受け分団の事務を処理し、所属消防団員を指揮監督する。

(4) 副分団長 分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

(5) 隊長 上司の命を受け隊の事務を処理し、所属隊員を指揮監督する。

(6) 副隊長 隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

(7) 部長、班長、団員及び隊員 上司の命を受け分担事務を処理する。

(任期)

第5条 [略]

(任期)

第5条 [略]

(機能別消防団員の区分等)

第6条 機能別消防団員の区分は、支援団員及び予防広報団員とする。

2 機能別消防団員の職務は、次のとおりとする。

(1) 支援団員は、主として水火災その他の災害の災害対応支援を行うものとする。

(2) 支援団員は、原則として行事、訓練その他の基本消防団員が平常時に行う活動に参加することを要しない。ただし、団長は、支援団員に対し、前号に規定する活動の遂行に必要な講習を行うことができる。

(3) 予防広報団員は、主として火災予防等の広報活動、消防団加入促進活動及び各種行事の支援を行うものとする。

(基本消防団員との兼務)

第7条 予防広報団員は、基本消防団員と兼務できるものとする。この場合において、当該兼務をする予防広報団員の年報酬は、基本消防団員としての年報酬のみを支給するものとする。

(任用)

第8条 支援団員の任用にあつては、条例第4条第1項に規定するもののほか、消防団員又は消防職員として5年以上の経験を有する者に限るものとする。

2 支援団員の階級は団員とし、昇任はしないものとする。

<p>(宣誓)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(幹部会議)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(顧問)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(訓練、礼式)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(服制)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(表彰)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、消防団又は<u>団員</u>がその任務遂行に当たって功績がある場合は、北上市消防団表彰規程（平成3年北上市訓令第30号）により表彰することができる。</p> <p>2 前項の場合、<u>団員</u>については、団長が表彰を行うことができる。</p> <p>(感謝状の贈呈)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p>	<p>(宣誓)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(幹部会議)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(顧問)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(訓練、礼式)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(服制)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(表彰)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、消防団又は<u>消防団員</u>（機能別消防団員を除く。<u>。以下この条において同じ。</u>）がその任務遂行に当たって功績がある場合は、北上市消防団表彰規程（平成3年北上市訓令第30号）により表彰することができる。</p> <p>2 前項の場合、<u>消防団員</u>については、団長が表彰を行うことができる。</p> <p>(感謝状の贈呈)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表及び別記様式を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分 所属名	階級別配置人員								担当区域
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
団本部	1	4	4	14	1	4	18	46	市全域
第1分団			1	1	4	8	57	71	黒沢尻1区から9区まで、11区から13区まで及び21区から26区まで
第2分団			1	1	3	6	39	50	黒沢尻10区、14区、15区、19区、20区及び27区
第3分団			1	1	3	6	39	50	江釣子2区から6区まで、9区及び14区から17区まで
第4分団			1	1	5	10	69	86	江釣子1区、7区、8区及び10区から13区まで
第5分団			1	1	5	10	63	80	飯豊1区から10区まで
第6分団			1	1	7	14	84	107	二子1区から8区まで及び更木1区から7区まで
第7分団			1	1	5	10	60	77	口内1区から9区まで
第8分団			1	1	5	10	60	77	黒沢尻16区から18区まで、黒岩1区から3区まで及び稲瀬1区から4区まで
第9分団			1	1	5	10	63	80	相去1区から11区まで
第10分団			1	1	4	8	48	62	鬼柳1区から5区まで
第11分団			1	1	6	12	78	98	藤根1区から4区まで、長沼1区及び2区並びに後藤1区及び2区
第12分団			1	1	5	10	69	86	横川目1区から5区まで及び堅川目区
第13分団			1	1	7	14	93	116	仙人区、岩沢区、山口区、煤孫1区及び2区、新田1区及び2区並びに岩崎1区から3区まで
機能別分団					1	1	18	20	市全域
合計	1	4	17	27	66	133	858	1,106	

備考 1 この表において区とは、北上市行政区設置規則（令和3年北上市規則第4号）第1条に規定する行政区をいう。

2 支援団員は、第1分団から第13分団までのいずれかの分団に所属する

ものとする。

- 3 支援団員の人数は、第4条に規定する部長が所管する部ごとに3名以内とする。
- 4 予防広報団員は、基本消防団員と兼務する者を除き、機能別分団に所属するものとする。

別記様式（第9条関係）

宜 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

北上市消防団

氏 名

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。